

平成 14 年 (ワ) 第 7 7 6 号

NTT 西日本会社の異職種・遠隔地配転の無効裁判の 公正判決を求める要請書

静岡地方裁判所民事 1 部合議係

裁判長 竹内 民生 殿

要 請 書

NTT 東・西会社は、純粹持株会社 NTT の 1 1 万人リストラ計画「NTT グループ 3 ケ年経営計画」を具体化して、2002 年 5 月東・西会社の 100% 出資の地域子会社を新設し基本業務を外注化し、51 歳以上の社員を「退職・賃下げ再雇用」で強制的に地域子会社に移行させました。「NTT を退職」しなかった社員に対して、本人の状況や家庭状況を全く無視して異職種・遠隔地配転を強行しました。NTT の「50 歳退職・賃下げ再雇用」制度は、改正「高年齢者雇用安定法」や 60 歳定年制の就業規則に反するものです。

また、「退職」に応じなかった社員に対する不必要で一方的な異職種・遠隔地配転は、会社のいいなりにならない社員に対する報復人事であり、見せしめ・嫌がらせそのものであり人権侵害です。

このような NTT の違法・脱法のリストラ計画による「異職種・遠隔地配転」を直ちに止めるよう、下記のとおり要請しますので公正な判断を行われることをお願いするものです。

【要請事項】

- 1、本人同意のない異職種・遠隔地配転は、人権侵害であり NTT の社会的責に反するものとして無効であることを明らかにしてください。
- 2、異職種・遠隔地配転された原告らの甚大なる精神的、肉体的苦痛に対し、NTT を断罪し、NTT がこの補償を行うよう公正に判断してください。
- 3、「NTT グループの 3 ケ年経営計画」に基づく 1 1 万人リストラの社会的責任を明らかにして、「50 歳退職・賃下げ再雇用」が、高年齢者雇用安定法並びに就業規則に違反し、違法であることを明らかにして下さい。

氏 名	住 所

2006 年 月 日

連絡・署名送付先：通信産業労働組合静岡支部

〒420-0831 静岡県静岡市葵区水落 2 - 26 NTT 水落ビル 1F

TEL 054-247 2421